

平成 21 年度 中小企業支援計画（案）【解説】

第 1 中小企業を取り巻く現状

我が国の中小企業の業況は、原油・原材料の高騰、サブプライム問題を端緒とした世界経済の減速に伴う我が国経済の景気後退の影響により、受注の減少、収益の大幅な減少、倒産件数の増加、雇用情勢の急速な悪化等、一段と厳しい状況となっている。

このような中、昨年 8 月に「安心実現のための緊急総合対策」、10 月に「生活対策」、12 月に「生活防衛のための緊急対策」を取りまとめ、中小企業が世界的な経済情勢の激変を乗り切ることができるよう、資金繰り対策などを実施していくこととした。

また、少子高齢化・人口減少の急激な進展、経済のグローバル化の進展、地球温暖化等の環境問題の深刻化など、急激な経済情勢の変化の背景にある構造的な変化に直面している。

第 2 平成 21 年度の基本方針

以上のような中小企業を巡る問題を踏まえ、当面の緊急対策に遺漏なく取り組む一方、平成 21 年度の中小企業支援計画（以下「本支援計画」という。）においては、我が国が持つ強みを最大限に活かし、将来に向けて力強く成長していくため「新経済成長戦略」（2008 改訂版（平成 20 年 9 月））に位置づけられた中小企業の新たな成長戦略に関連する施策を中心とした計画とする。

具体的には、国内外での市場開拓の促進、農商工連携の促進による新事業活動の促進、低炭素化に向けた構造転換の促進、事業再生・事業承継の円滑化の事業を主要な施策として実施する。また、中小企業の経営課題を把握し、経営力の向上や新事業展開等の課題をきめ細かく支援する地域力連携拠点事業や地域コミュニティの核となる商店街の果たすべき社会的、公共的役割の向上を促進することを通じ、商店街ににぎわいを創出する事業を支援する。

本支援計画の実施に当たって、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、相互に連携することにより施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、成功事例等の情報・ノウハウについても共有化を図り、施策の効果を最大化することが必要である。

このため、21 年度においても、「対話と協力」という基本的な考え方の下、本支援計画に基づく都道府県の支援計画の内容や実施状況、及び本支援計画に関する都道府県からの意見等が、国の次年度以降の支援施策及

び関連する予算措置等の検討に反映されるよう、昨年度同様に国と都道府県の間で「政策及び連携に係る意見交換会」が適宜適切に行われるようにする。

第3 国の事業

1. 事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援するため、全国レベルのモデル事業やマッチング機会の提供事業を都道府県、中小機構、都道府県中小企業支援センター等の中小企業支援機関（以下「地域支援機関」という。）との連携・協力により実施し、その成果の普及に努めるとともに、政策評価による事業の見直しを行うものとする。

2. 事業の概要

（1）中小企業の経営の革新及び創業の促進

①新事業活動促進支援事業（＊）

60.2億円（新規）

農林水産業と商工業の有機的な連携を促進する「農商工等連携」、産地の技術、農林水産品、観光資源等の地域産業資源の活用を促進する「地域資源」、異分野・異業種の中小企業同士の連携を促進する「新連携」に取り組む中小企業による新商品・新サービスの開発や販売促進等の取組を支援する。

＊中小企業の新事業活動等の促進を目的とした支援事業の執行の効率化及び利用者の利便性の向上を図るため、「地域資源活用新事業展開対策支援事業」と「新連携対策支援事業」を統合し、21年度より、新しく「新事業活動促進支援事業」として実施。

解説

本事業は、中小企業が行う、経営資源又は地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による事業展開の取組（農商工等連携事業、地域資源活用事業、新連携事業）に対し、各当該事業に要する経費の一部を補助するものである。

21年1月9日現在、農商工等連携において119件、地域資源活用において529件、新連携において544件の事業計画が認定されており、本施策等を活用しながら事業化・市場化に向けた取組を行っているところである。

21年度においても、都道府県や市町村、また各中小企業支援機関等との密接な連携・協力体制のもと、本施策を通じて、地域における新事業活動等の促進を図る。

②地域イノベーション創出研究開発事業（＊）

65. 1億円（新規）

研究開発を起点とした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域のリソースを最適に組み合わせた研究体による実用化技術の研究開発を実施する。

＊20年度までの「地域イノベーション創出研究開発事業」及び「地域資源活用型研究開発事業」を廃止・統合した。

解 説

本事業は、地域において新事業の創出に貢献しうる技術シーズを活用した、新商品の開発を目指す実用化技術の研究開発を広く公募し、国からの委託により実施するものである。

企業、大学等の研究機関が共同研究体を組織し、研究開発の実施主体となる。20年度の前身事業では、靱穀を活用した自動車用計量部材の開発など、全国から138件の事業を採択した。21年度事業については、2月中旬～3月頃に、説明会をブロックごとに開催する予定であり、都道府県の産業支援機関や公設試験研究機関等にも公募内容等を周知しつつ事業を実施する。

③市場志向型ハンズオン支援事業

24. 0億円＊（20. 3億円）

（＊中小機構交付金3. 1億円を含む。）

地域ブロック毎に支援拠点を設置し、マーケティング等に精通した専門家が、新商品・新サービスの開発等の農商工等連携事業、地域資源活用事業、新連携事業に取り組む中小企業や農林漁業者の相談等に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性の評価に係るアドバイスなどを行う。

解 説

本事業は、中小企業等からの農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画、中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画及び中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（新連携事業）に関する相談を幅広く受け付け、ポテンシャルの高い案件を発掘するとともに、ひとつでも多くの成功事例を創出することを目的としている。このため、全国10箇所にハンズオン支援事務局を設置し、事業計画のブラッシュアップから事業化までのフォローアップ（商品企画開発のアドバイス、販路開拓支援）など一貫してきめ細かな支援を実施している。21年度においても、引き続き、地域支援機関等と連携しながら支援案件の発掘、磨き上げを行うとともに、『中小企業の海外展開』及び『中小サービス産業の生産性向上』への取組に対する支援体制の強化を図る。

④小規模企業支援対策

ア 小規模企業経営支援情報・金融連携事業

2. 7 億円（4. 3 億円）

小規模企業等の生産性・経営力向上に必要な資金調達力等を高めるため、企業の経営・財務情報及びマル経融資制度に関する情報を活用し、小規模企業等に対する新たな経営支援サービスのための「小規模企業経営支援情報システム」を構築する。

解 説

本事業は、インターネットを通じた財務会計支援ソフトである「ネットd e 記帳」により収集される小規模企業の財務情報や、マル経融資の推薦・審査業務により収集される小規模企業の経営情報（定性面・定量面、事故情報等）をデータベース化し、地域力連携拠点や商工会・商工会議所等の小規模企業等を支援する機関に提供することで、経営指導能力の向上や商工会・商工会議所の金融審査能力向上、マル経融資推薦手続の迅速化を通じた資金供給の円滑化を推進することにより、小規模企業等の経営力等の向上を図るものである。

イ 小規模事業者新事業全国展開支援事業

24. 6 億円（24. 6 億円）

地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が小規模事業者等と協力して行う、地域資源を活かした新製品の開発や全国的な販路開拓、観光資源開発といった取組に対して幅広く支援する。

解 説

本事業は、地域の小規模企業による国内のマーケットを狙った新事業展開を促進するため、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所が小規模事業者等と協力して行う、地域の資源を活かした特産品開発やその全国的な販路開拓、観光資源開発といった取組に対して幅広く支援するものがある。事業の実施に際しては、事業推進委員会の中に都道府県や市町村、地域の公設試験研究機関など中小企業支援機関の方々にも委員として入っていただき、計画策定段階から助言を得ることにより、きめ細かな地域資源の掘り起こしを行うなど地域に密着した形で実施する。

ウ 創業人材育成事業

13. 1 億円（13. 3 億円）

創業に向けて具体的な行動計画を有するものを対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」を商工会・商工会議所等で開催する。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象

に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を商工会・商工会議所で開催する。

解 説

本事業は、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」を、また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を全国各地の商工会・商工会議所等で開催するものである。本事業における追跡アンケート調査によれば、修了者の9割以上が役に立ったと回答しており、修了者の約3割が創業を実現しているという結果が出ている。

21年度においても、引き続き商工会・商工会議所等が都道府県と協力して本事業を推進し、創業塾・経営革新塾の開催や関連施策に関する情報提供を図る。

⑤ 中心市街地活性化対策

ア 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

58.0億円（61.0億円）

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域において、民間事業者、商業者、認定まちづくり会社等が、地域と連携を図りながら実施する商業活性化事業を重点的に支援する。

具体的には、テナントミックス店舗や集客核施設の設置、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業や地域コミュニティとの連携事業、老朽化したアーケードの撤去、中心市街地活性化協議会によるタウンマネジャー設置や調査研究事業にかかる経費に対して、補助を行う。

解 説

本事業は、中心市街地活性化法に基づき、認定を受けた基本計画に記載のある事業に対し、必要な経費を一部補助（補助率2／3、1／2）するものである。

21年度から認定まちづくり会社再生事業として、空洞化が生じている中心街を、まちづくり会社が不動産の所有と利用の分離を促進して再生する事業を支援対象に追加するとともに、引き続き、全国における中心市街地の活性化に向けた取組に対して積極的に支援する。

（2）中小企業の経営基盤の強化

① 中小企業海外展開支援対策

ア J A P A Nブランド戦略展開支援事業（＊）

12. 1億円（新規）

地域産品の輸出を促進するため、地域産品のブランド確立を目指し、地域の小規模事業者と輸出産品プロデューサー等が一丸となって、ブランドの創成から発展への支援を行う。また、J A P A Nブランドの海外販路開拓を支援する全国事務局を設置し、海外見本市への出展やバイヤーとのマッチング等を行う

＊本事業は、20年度「J A P A Nブランド育成支援事業」を拡充したもの。なお、本事業においては、従前、商工会、商工会議所に支援対象を限定していたところ、21年度からオープン化し、組合やN P O等の地域支援団体も公募可能とする。

解 説

本事業は、地域の歴史や文化の中で育まれてきた素晴らしい素材や技術などの地域の強みを活かした製品等の魅力・価値を更に高め、「日本」を表現しつつ世界に通用する高いブランド力（「J A P A Nブランド」）の確立を目指し、商工会・商工会議所が中心となり、地域の事業者の共通認識を醸造し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携のもと地域が一丸となって新商品・デザインの開発・評価、展示会参加等を行う取組に対し総合的に支援を行っているものである。

本事業の最大の特徴は計画策定段階からブランド確立まで最長4年間にわたって支援が受けられる点にあり、16年度の事業開始からこれまで全国で121のプロジェクトに対し支援を行ってきたところであり、引き続き地域一丸となった取組を支援する。

イ 中小企業国際展開等円滑化推進事業費補助事業

2. 4億円（3. 5億円）

我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力の向上を図るため、当該現地法人等の従業員等に対して、研修及び専門家派遣を実施する。

解 説

本事業は、海外進出日系企業が現地で経済活動を推進していく上で、管理者や技術者等優秀な人材を育成することはきわめて重要であることから、現地従業員等に対する日本国内での受入研修や、現地での海外研修を行うとともに、現地法人等に対して専門家を派遣し、助言・指導を実施する。

ウ 中小企業海外展開等支援事業費補助事業

26. 3億円（23. 8億円）

海外への販路開拓や投資などの国際化を指向する中小企業に向け

て、海外展示会への出展支援やミッション派遣等によるマッチング支援、知的財産権保護対策、海外の地域・クラスターとの産業交流支援、情報収集・提供等を通じ、中小企業の国際競争力の強化、国内経営基盤の強化を図る。

解 説

本事業は、ジェトロが行う中小企業向けの海外展開等支援事業に係る経費を補助するものである。具体的な支援事業としては、ジェトロの国内外の広範なネットワークを活用し、以下に示すような、きめ細やかな支援事業を展開する。

- i) 輸出支援事業：農林水産品等地域産品のような、アジア、新興国でニーズが高い産品を中心に、きめ細やかなアドバイスの実施、海外展示会等による現地バイヤーとの戦略的なマッチングの実施等
- ii) 海外投資支援事業：新興国市場への事業展開を加速するための、戦略的なミッション派遣や、現地でのワンストップ支援機能の充実
- iii) 知的財産権保護対策事業：日系企業の知財被害に対する現地（中国等）での権利侵害の実態調査
- iv) 産業協力強化事業：国内外の地域・クラスターとの戦略的な産業交流支援
- v) 情報収集・提供事業：これらの事業の基盤となる、長年培われてきた情報網に基づく高度な情報収集・分析等

② 中小企業経営支援等対策

ア 地域力連携拠点事業

（経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業）

57.9億円＊（51.6億円）

（＊中小機構交付金3.3億円を含む。）

全国各地に整備した「地域力連携拠点」において、地域の支援機関や産業クラスター、専門人材等が連携して中小企業の経営課題の把握を手助けし、経営力の向上や新事業展開、販路開拓、事業承継等の経営課題に応じてきめ細かくワンストップで支援する。

解 説

本事業は、小規模企業等の課題把握をきめ細かくサポートし、各種施策を有効活用して課題解決を応援する先進的な拠点を全国に整備し、国、地方公共団体、関連団体等が連携して、重点的な支援と各地の支援機関への効果的な支援手法の波及を図るものである。

拠点の候補としては、商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、都道府県中小企業支援センター、地方銀行、信用金庫、信用組合等。事業内容としては、地域において、優秀な支援

者を「応援コーディネータ」として配した支援機関を地域力連携拠点に選定し、小規模企業等の ①経営力の向上、新事業展開（経営革新、地域資源）、②創業・再チャレンジ、③事業承継といった課題対応を支援する。

※③事業承継の課題を支援する事業承継支援センターについては、全国各地の地域力連携拠点と併設する。事業承継センターの候補としては、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会及び特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する公益法人のいずれかに該当し、かつ、県域内に広く連携先を有する機関。

イ 新現役チャレンジ支援事業

19.4億円＊（21.2億円）

（＊中小機構交付金3.7億円を含む。）

新現役（大企業等の退職者及び近く退職を控える層）の有する技術・ノウハウを地域における中小企業に活かすため、「全国事務局」を設置するとともに、都道府県ごとに「地域事務局」を設置し、新現役人材の発掘やスキルアップ等を図りつつ、全国の地域力連携拠点や地域中小企業支援機関等と連携し広汎な中小企業の支援ニーズを把握し、適切な新現役とのマッチングを全国規模で行う。

また、地域資源を活用した特産品の販路開拓や農商工等連携等による地域活性化の取組を支援するため、都市部の新現役を地方の中小企業支援に活用するモデル事業や、我が国のものづくり基盤技術を支える技術分野を中心とした高度技術を有する新現役の地域中小企業における活躍の場を提供するためのモデル事業を実施する。

解 説

大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、新現役の有する技術・ノウハウを地域中小企業に活かすための仕組みを整備する。

具体的には、全国的な視点から適切な新現役人材の配置を可能とするため「全国事務局」を中小機構に設置し、新現役人材の全国データベースを構築するとともに、都道府県ごとに「地域事務局」を設置し、新現役人材の発掘やスキルアップ、きめ細かい中小企業ニーズの把握等を行う。また、全国の地域力連携拠点や地域中小企業支援機関等と連携しつつ、広汎な中小企業の支援ニーズを的確に把握し、適切な新現役とのマッチングを全国規模で行う。

また、農商工等連携等による地域活性化の取組や地域資源を活用した特産品の販路開拓を支援するため、地方公共団体と連携した都市部の新現役を地方の中小企業支援に活用するモデル事業や、我が国のものづくり基盤技術を支える技術分野を中心とした高度技術を

有する新現役の地域中小企業の支援に活用するモデル事業として実施する。

ウ 地域中小企業知的財産戦略支援事業

3. 1 億円（新規）

地域中小企業に対して一定期間集中的に知的財産の専門家等を派遣し、知的財産コンサルティング事業を実施する都道府県中小企業支援センターの活動に対し、必要な助成を行う。また、中小企業が知的財産を戦略的に活用し、知的財産経営を実現するための体制整備を支援する。

解説

本事業は、地域中小企業の知的財産経営への取り組みを促進することを目的として、中小企業に対して知的財産専門家が特許分析や内部規程等の整備に関する支援を行う事業である。また、同時に、地域中小企業が知的財産経営を実現し、これを定着させるための体制整備について事例収集によって検討し、企業規模・地域の特性等に応じた中小企業の体制整備のあり方の普及を行う。これらの事業を通じて、地域中小企業の知財戦略を支援する。

エ 中小企業の人材確保・育成支援事業

140 億円（20 年度二次補正）

即戦力となる高度な技能・専門知識等を有する人材や将来的に企業の中核となりうる人材を中小企業が確保・育成することを支援するため、平成20年度の二次補正予算140 億円により、「人材対策事業」を実施する。

具体的には、今般の雇用の流動化を中小企業が優れた人材を確保する好機と捉え、ジョブカフェ等を活用した合同説明会の開催など中小企業と求職者との「橋わたし」を行う事業や、地域の中小企業で即戦力として働いてもらえるよう、ものづくりや農商工、商業・サービス業、太陽光発電システムの設置など、いくつかの分野で「実践型研修」の事業を全国で行う。

解説

平成20年度二次補正予算を活用して、中小企業の人材育成・確保を目的に中小企業全国団体等に基金を造成し、マッチング支援事業（橋わたし）、各種研修事業（実践型研修）等を実施する。

具体的には、橋わたしとしては、全国の大学等の協力を得て行う、大学生、求職者等向けの就職説明会や、中小企業の情報発信支援事業（魅力発信パンフレット作成支援や企業訪問バスツアー）等を行う。

また、実践型研修としては、現場での実業研修を中心として、「ものづくり」、「農商工連携」、「商業・サービス業」、「太陽光発電シス

テムの設置」、「省エネ・バリアフリー改修工事」、「観光・集客サービス業」、「総合エネルギー販売業」等の分野で中小企業の人材育成を行う。

③小規模企業支援対策

ア 指導事業

3. 16 億円（2. 97 億円）

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して指導や情報の収集及び提供等に係る事業を行う。

解 説

本事業は、商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業の効果的な実施を図るため、全国商工会連合会及び日本商工会議所を通じて指導や情報提供等の支援や、商工会指導員に対する研修会や都道府県連合会の役員セミナー等を行い、当該指導員等の資質の向上を図るものである。

21年度においても、経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、引き続き、全国商工会連合会や日本商工会議所の全国団体を通じた商工会等に対する指導や情報提供に対して支援を行う。

イ 経営安定特別相談事業

0. 38 億円（0. 38 億円）

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」による中小企業に対する相談体制を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等を支援する事業を実施する。

解 説

本事業は、経営の危機に直面した中小企業の経営上の問題解決に資するため、全国の都道府県商工会連合会や主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備するものである。20年度は、262ヶ所に経営安定特別相談窓口が設置されており、19年度の相談実績は1, 676件となっている。

21年度においても、引き続き本事業を実施し、経営の危機に直面した中小企業の経営上の問題解決を図る。

④中小企業連携組織対策

ア 創業連携人材養成等支援事業

９．８７億円（９．５８億円）

全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」）が、組織化しようとしている中小企業や経営課題を抱えている組合等の連携組織に対する経営指導・支援にあたる都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」）指導員に対して、能力向上に必要な指導・研修を実施する。

また、全国中央会が、組合等の連携組織の中だけでは解決できない専門性を有する諸課題（法律、経営指導、情報処理、会計等）の解決に向けて外部専門家を活用して支援を行うとともに、先進的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、ビジョン策定や改善事業に係る経費を助成する。

さらに、外国人研修・技能実習制度の円滑実施のため、都道府県中央会を通じて、関係法令の普及・啓発のための研修会事業を行う。また、関係法令の整備後に適合したモデル規約類（受入事業協同組合と中小企業との間で定める研修事業に関する規約類）を作成・提示し、当制度を実施する組合における規約等の制定を促進する。

イ 創業連携情報収集・発信事業

０．１６億円（０．５０億円）

全国中央会は、中小企業が経営資源の強化及び補完を図るための多角的連携指導に関する調査や中小企業組合の設立動向調査を始めとする組合特定問題実態調査を全国的に実施、また、組合による各種共同事業（新商品開発等）に関するノウハウを全国的に収集・分析・加工し、事例集を発行する。

解 説

上記ア及びイの事業は、中小企業の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業組合への経営指導・支援を行う全国中央会に対して、経営指導・支援に係る経費を補助、実施しているものである。

なお、各都道府県における中小企業連携組織対策事業については、各都道府県からの補助の下、各都道府県中央会が実施している。

２１年度においても、これら連携・組織化の活動に対し、引き続き支援する。

ウ 官公需受注対策事業

０．３８億円（０．３２億円）

官公需についての中小企業の受注機会の増大を図るため、全国中央会又は都道府県中央会を通じて官公需に係る情報の収集提供、官公需適格組合の共同受注事例や効率的な分離・分割発注に係る適切事例の普及、新規開業者の販路開拓の支援のためのパンフレット配

布、官公需適格組合の共同受注体制づくり等の支援を行う。

解 説

本事業は、全国中央会等が、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」（閣議決定）に従い、国等の官公需に係る発注情報、落札情報等を収集提供することや官公需適格組合等に対する官公需の共同受注体制の整備等に係る指導、分離・分割発注に係る適切事例や新規開業者の販路開拓を支援するためのパンフレット等の作成、各都道府県での官公需問題懇談会の開催等、官公需における中小企業の受注機会の増大を図るための事業である。

２１年度においても、官公需適格組合を含む中小企業の受注機会の増大を図るため、引き続き、全国中央会や都道府県中央会を通じた情報提供等を支援する。

エ 外国人研修・技能実習制度適正化指導事業

０．５０億円（新規）

外国人研修生の受け入れを行う組合に対し、従来の組合運営の指導に加え、中小企業診断士、経営コンサルタント等を派遣し、個別の不適正な事例の是正・改善指導を行うことによって、不正行為等の未然防止に努め、中小企業の円滑な研修生受け入れ等を図る。

解 説

外国人研修・技能実習制度は、事業協同組合を一次受入機関として、その監理の下に研修生を受け入れている。しかし、これらの事業協同組合を一次受入機関とする研修生受入事業において、不適正な事例が発生しており、送出機関の適正化要請等とともに受入機関の適正化要請が高まっているところである。

このような状況を踏まえ、２１年度から外国人研修生受け入れ事業を行う個別の事業協同組合に対して、適正に事業が行われるように指導を行う機関に必要な経費を補助し、中小企業の円滑な研修生受入等を図る。

⑤ 中小企業ものづくり対策

ア 戦略的基盤技術高度化支援事業

５４．４億円（６８．０億円）

我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削、めっき等）の高度化等に向けて、革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーション等を実現する研究開発に取り組む中小企業を支援する。

事業の実施に当たっては、各地のものづくり中小企業の状況について、地域支援機関等との情報交換に努める。

解 説

本事業は、「中小ものづくり高度化法」に基づき定められた技術別指針に沿って策定され、同法に基づき認定を受けた研究開発を国から委託するものである。（委託の成果は、日本版バイドール法により事業者が利用することができることとなっている。）

研究開発の実施に当たっては、事業管理者、研究実施者等によって構成される共同体を基本とし、認定を受けた中小企業の参加が必要である。

イ 川上・川下ネットワーク構築支援事業

1. 9 億円（1. 9 億円）

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の重要川下産業間の緊密なコミュニケーションを通じた「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」「情報の非対称性の解消」を図るため、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取組を支援する。

各都道府県内あるいは県域をまたがる中小企業と日頃から接点を持ち、地域の現状と課題を認識している地域支援機関等と協力して、川下中小企業と川上産業との情報交換の場への中小企業の参加や川上・川下間のマッチング機会の創出を促進し、川上と川下のネットワーク構築を図ることができるよう支援を行う。

解 説

本事業は、基盤技術を担う川上中小企業と燃料電池や情報家電等の重要川下産業間のネットワークの構築により、技術開発の不確実性の低減等を図るものである。

事業の実施に当たっては、都道府県中小企業支援センターや商工会・商工会議所を通じ施策の浸透を図るとともに、地域の中小企業が置かれている現状や強みを把握されている地域支援機関等と協力して、プロジェクトメイクに取り組み、また、企業に対して参加を促す。

ウ 中小企業ものづくり人材育成事業

3. 8 億円（7. 6 億円）

各地域の産業界と教育界（工業高校等）とのマッチングの機会を提供し、中小企業の若手技術者育成、工業高校等の実践的な教育プログラムの充実を支援しつつ、その普及を図る。

この事業では、地域の産業界、教育界、都道府県が連携体制を構築し、事業を積極的に推進していくことが重要であるため、地域支援機関等と協力することにより、連携体制の構築に努め、ものづくりを担う人材の育成・確保を支援していく。

解 説

本事業は、ものづくり中小企業の人材の育成・確保のために、地域支援機関等を通じて、産業界、教育界、行政等が連携して行う実践的な教育プログラムの充実を支援するものである。

２１年度においても、引き続きこの取組を進め、連携体制の構築を支援するとともに、取組が行われていない地域においても取組が進むよう、情報発信・普及啓発を実施する。

⑥ 商店街活性化対策

ア 中小商業活力向上事業

４２．０億円（２９．７億円）

地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を促進することを通じ、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図ることを目的に、商店街等が行う、少子高齢化、農商工連携・地域資源、安全・安心、低炭素社会構築等の社会課題に対応した商業活性化の取組みを支援する。

解 説

本事業は、地方公共団体等との役割分担を踏まえ、低炭素社会構築、少子高齢化、安全・安心等、全国的な社会課題に対応した商業活性化事業に対して支援するものである。

２１年度においては、地域コミュニティの担い手としての商店街に焦点を当て、ソフト事業を含め、対象を拡充し支援を行うとともに、特に、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（仮称）」に基づき認定を受けた事業については、重点的な支援を行う予定である。

都道府県とも連携し、より多くの商店街の活性化に努める。

イ 全国商店街振興組合連合会補助事業

０．３億円（０．３億円）

全国商店街振興組合連合会が実施する各種情報提供や研修事業等に対して支援を行う。

解 説

本事業は、各都道府県単位で設立されている商店街振興組合連合会等が、傘下の商店街振興組合等に対して適切なアドバイスを行うことができるよう全国的な観点から研修事業を行うとともに、全国の先進事例等の情報提供等を通じたノウハウの蓄積を図るものである。

２１年度においても、都道府県の施策とも連携し、各地域の取組を促進する。

⑦ 下請取引対策

ア 下請かけこみ寺事業

5. 7 億円（4. 6 億円）

「下請かけこみ寺」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争手続による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。

本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等との連携を図る。

解 説

本事業は、全国の中小企業が抱える下請取引に関する悩み・相談ごとに親身になって対応し、取引に関するトラブルを裁判以外の手法（ADR）で迅速に解決するとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインを普及啓発するため、本部及び各都道府県の48カ所に「下請かけこみ寺」を平成20年4月に開設した。

21年度においても、引き続き全国の「下請かけこみ寺」と連携し、下請適正取引の推進を図る。

また、下請かけこみ寺の相談員が弁護士からの助言を得て、中小企業からのきめ細やかな相談に対応できる体制の整備を図る。

イ 下請取引改善事業

0. 9 億円（0. 9 億円）

下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）の違反を未然に防止する観点から、主として親事業者の発注担当者を対象とした実務者講習会をする。

本事業の実施に当たっては、下請代金法等に知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等と連携を図る。

解 説

本事業は、下請代金法等の周知徹底を図るため、親事業者の発注担当者を対象とした1日コース及び半日コースの講習会を実施するものである。

21年度においても、各都道府県の下請企業振興協会等の支援機関と連携を図るとともに、引き続き全国で講習会を開催し、下請代金法等の周知を図る。

ウ 全国中小企業取引振興協会補助事業

0. 5 億円（0. 7 億円）

財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する下請取引あっせん指導事業、調査・広報等事業等に必要な費用を補助する。

なお、本事業の実施に当たっては、下請中小企業振興法第11条に基づき下請取引のあっせん等を実施している各都道府県の下請企

業振興協会と連携し、広域での受発注情報の提供、販路拡大支援を通じた下請中小企業の経営基盤の強化等を図る。

解 説

本事業は、財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する取引あっせん事業、緊急広域商談会開催事業等の補助を行うものである。

下請中小企業振興法に基づき、引き続き、都道府県中小企業支援センターの職員等が下請事業者の希望する業種等の条件に合った、きめ細かな取引先のあっせんを行う。また、大規模な天災、リストラ等に伴い、その影響が広範囲に懸念される地域において都道府県中小企業支援センターと連携し、緊急広域商談会を開催する。

⑧ 中小企業の I T 利活用対策

ア I T 経営実践促進事業

6. 1 億円（8. 3 億円）

I T を利活用して生産性向上、競争力強化等を図る「I T 経営」の実践に取り組む中小企業等を支援するため、官民連携のネットワーク（I T 経営応援隊）を通じて、I T 経営の導入等に関する研修事業、中小企業 I T 経営力大賞等によるベストプラクティスの収集・普及事業、地域の特性に応じたきめ細かな支援事業等を実施する。

また、I T 経営応援隊活動に加え、広域地域経済圏ごとに地域の中小企業 I T ユーザーと地域 I T ベンダの連携強化を図る「地域イノベーションパートナーシップ」を推進する。

解 説

本事業は、I T を有効に利活用して経営革新、生産性向上を図る「I T 経営」の実践に取り組む中小企業等に対し、必要な支援を行うものである。

21 年度も、引き続き、「I T 経営応援隊」（国、地方公共団体、中小企業等支援機関、商工団体、地域金融機関、I T コーディネータ等専門家等の官民連携ネットワーク）を通じ、経営者等を対象とした I T 経営の実践に必要な手法を学ぶ研修会の開催、中小企業 I T 経営力大賞による成功事例の収集・普及、全国 9 地域に展開する「地域 I T 経営応援隊」を通じたきめ細かな支援を行う。

また、「地域 I T 経営応援隊」等の仕組みを活用し、地域の中小企業 I T ユーザーと I T ベンダの連携強化を図る「地域イノベーションパートナーシップ」を推進するため、情報交流事業等への支援活動を行う。

イ 地域経済情報化基盤整備事業

2. 0 億円（新規）

地域の中小企業等 I T ユーザーと I T ベンダの連携強化を図る「地域イノベーションパートナーシップ」を着実に推進するため、中小企業等 I T ユーザーに I T サービスを直接提供しようとする地域 I T ベンダの供給力強化を目的とした、地域 I T ベンダ同士の連携による取組を支援する。

解 説

本事業は、地域における I T の供給体制を強化するため、地域 I T ベンダが連携し、技術力強化、営業力強化を図る事業に対して、補助を行うものである。

地域における I T の供給体制を強化するためには、地域の I T ベンダ同士が連携し、中小企業等 I T ユーザーのニーズに対して効率的、効果的な I T サービスを提供していくことが不可欠であり、それを実現するための取組を推進する。

⑨ 中小企業の低炭素化対策支援

ア 省エネルギー対策導入促進事業

12.5 億円（11.1 億円）

中堅・中小企業や業務部門を含めた工場・事業場等における省エネ対策を促進するため、専門員等による省エネ技術・設備の導入可能性に関する診断事業、説明会の開催等の取組を行う。

また、エネルギー効率を改善するため、技術・設備・人材資金など包括的なサービスを提供する E S C O 事業を活用した中堅・中小企業の省エネ設備導入等に対する支援を強化する。

本事業の実施に当たっては、（財）省エネルギーセンターの各支部と地域支援機関等が連携することにより、E S C O 事業の推進等を図る。加えて、改正省エネ法の周知を図る。

解 説

本事業は、説明会の開催や専門員等による省エネ診断、E S C O 事業を活用した場合の省エネ設備導入に対する補助を行うものである。

産業部門における着実な省エネ対策の推進を図るとともに、近年、エネルギー消費の伸びが著しいオフィスビル等の業務部門におけるエネルギーの有効利用及びエネルギー管理の徹底を支援する。

なお、改正省エネ法については、全国 47 都道府県及び全 9 経済産業局等において説明会を開催し、周知を図る。

イ 中小企業等排出削減計画支援事業

7.7 億円（新規）

国内クレジット制度の着実な実施を図るとともに、制度の活用が期待される中小企業等の排出削減の取組を掘り起こし、農業や森林

バイオマス、様々なサービス業など幅広い分野での排出削減を促していくため、中小企業等を対象にソフト支援を行う。

本事業の実施に当たっては、ソフト支援を行う地域支援機関等を通じ、中小企業等の積極的なＣＯ２排出削減に対する取組を促進していく。

解 説

本事業は、国内クレジット制度の着実な実施のため、排出削減事業計画の無料作成支援や排出削減事業計画の審査費用の支援を行っていくとともに、中小企業等における排出削減に向けた取組を推進するための説明会等を実施するものである。

各地の商工会議所や都道府県中央会等を通じてソフト支援（排出削減事業計画の無料作成支援、計画の審査費用支援）を行うことにより中小企業におけるＣＯ２排出削減等を促進するとともに、国内クレジット制度に関する説明会を全国で開催し、地域支援機関等の職員に理解を深めてもらうことで、地域でのＣＯ２排出削減への取組を推進する。

（３）中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

① 中小企業再生支援等対策

ア 中小企業再生支援協議会事業

４９．７億円＊（４４．７億円）

（＊中小機構交付金４．３億円を含む。）

産業活力再生特別措置法に基づき、各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会において、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家が、中小企業再生についての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な中小企業については、常駐専門家が中心となり中小企業診断士、公認会計士、弁護士、税理士等の外部専門家と支援チームを編成し、再生計画策定と金融機関との調整について支援する。

なお、中小企業の再生においては、経営悪化時の早期対応が重要であることから、地域支援機関等と協力し、中小企業の経営者等に対して中小企業再生支援協議会の早期活用を促す。

解 説

本事業は、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家が、中小企業からの依頼に応じ、相談から再生計画策定支援まできめ細かく支援するものである。中小企業再生支援協議会は、平成１５年２月の設置以来、２０年１２月末までに１６，５２６社からの相談に応じ、このうち約半数は、アドバイスや関係機関施策の紹介等によ

り相談内容が解決した。また、1,971社の再生計画策定支援を完了し、その結果、122,718人の雇用を確保するなど、地域の中小企業の身近な相談窓口として、また債権者間調整機能を果たすものとして重要な役割を果たしている。

21年度においては、20年度において講じた、各協議会の常駐専門家の増員等の再生支援協議会機能強化策を引き続き確実に実行するとともに、目下の経済環境の急変により各協議会への相談件数が増加している中、事業性が見極めが難しいケースが急増していることから、より一層、地域の中小企業の事業再生に即応し、きめ細かくサポートする体制を整備する。

なお、中小企業の再生においては、経営悪化時の早期対応が重要であることから、地域支援機関等と協力し、引き続き、中小企業の経営者等に対して中小企業再生支援協議会の早期活用を促す。

第4 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との対話と協力を通じて、適切な役割分担の下で必要な連携を積極的に進めるとともに、地域の関係機関、団体等との十分な連携のもとに地域経済及び地域の実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めるものとする。

特に、三位一体改革により、都道府県においては地域の実情を踏まえた支援を更に深めていくことが期待されており、国の事業との相乗効果を図りつつ、中小企業に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保やより効果的な事業の実施に努めることとする。

2. 事業の概要

(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

①経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する。

②その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

①都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターにおいては、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のため、中小企業に対する相談事業、専門家派

遣事業、情報提供等事業、事業可能性評価委員会事業、中小企業に対する研修事業等を実施する。

②中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援

ア 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業を実施する。

イ その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業

③中小小売商業の振興支援

ア 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業を実施する。

イ その他の中小小売商業の振興に係る支援事業

④小規模事業者に対する支援

ア 経営改善普及事業

全国の商工会・商工会議所及び都道府県商工会連合会において、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣や若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業（経営改善普及事業）を実施する。

イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するため、設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業を実施する。

ウ その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業

⑤中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中小企業団体中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業を実施する。

⑥その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

①経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備する。

②その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のための事業を実施する。

第5 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

地方分権改革推進要綱（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）においては、「国の中小・ベンチャー企業育成施策は、金融上、税制上の措置による事業環境整備を基本とし、国が個別企業に対して行う直接支援は、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。独立行政法人中小企業基盤整備機構の行うベンチャー育成事業についても同様の視点から全国的視点に立った事業に限定する。」となっているところ。

このため、中小機構においては、全国的視点に立ち、中小企業支援機関との連携や中小機構の培った支援ノウハウの共有化を図ることにより、全体としてのシナジー効果が発揮できる実施体制を整備する。

また、中小機構は全国9か所に設置されている中小企業大学校等を活用しながら、地域の中小企業、地方公共団体及び地域支援機関、大学等との連携体制を構築し、各地域ブロックの人材養成の中核機関として、他の研修機関等では実施が困難な、中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した実践的な研修を実施する。

2. 事業の概要

平成21年度の事業実施にあつては、上記の観点を踏まえた第2期中期目標及び中期計画が策定されたところであり、これらに則した事業となるよう、本部・支部が有する支援ツールを有効に活用し、地域支援機関等との「つながり力」の強化を図ることとする。

なお、具体的な事業の実施については、以下のとおりとする。

(1) 中小企業の新たな価値を創造する事業展開の促進

①中小企業経営支援事業

地域力連携拠点や地域支援機関等との連携を図り、中小機構が外

部の専門家等を活用しながら、経営・技術・財務・法律・知財等、中小企業が抱える経営課題の解決等に向けてきめ細やかなアドバイスや高度な支援を実施する。

具体的には、独創的な技術等の事業化支援、株式公開を視野に入れた企業の支援、広域的な販路拡大や国際展開等の地域を超えた事業展開の支援等、全国的視点に立った案件を中心に支援を行う。

解 説

本事業は、全国9か所の支部において、新たな商品・サービスの開発や新分野・新市場の開拓等、新たな事業展開に挑戦する中小企業を発掘し、企業ニーズや経営課題に応じた支援を行い、他の中小企業のモデルとなる企業を育成するものである。

21年度においては、中小企業施策全般にわたる支援機関としての特徴を活かし、中小企業の抱える専門的な経営課題解決に向けた支援を行う。具体的には、ものづくり分野など高度な技術の事業化、知財戦略や株式公開戦略への対応、広域的な販路開拓や国際展開など、都道府県域を超える広域展開や高度な専門性を要する取組に重点をおいた支援を行う。

なお、本事業を実施するにあたっては、地域支援機関との連携を密に図ることにより、全体としてのシナジー効果を図る。

②市場志向型ハンズオン支援事業

農商工連携、地域資源活用、新連携による事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域力連携拠点やハンズオン支援事務局のコーディネータ等と緊密な連携を図りながら、中小機構の有する支援ツール、ノウハウを最大限に活用し、ビジネスプランの事業化を支援する。

解 説

本事業は、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画、中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画、中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（新連携事業）の認定に向けた計画のブラッシュアップ支援、法律認定後のフォローアップ支援を行うものである。

中小機構は、全国的視点に立ったサポートにより全体としてのシナジー効果が発揮できるよう、支部ごとに専門人材を配置するとともに、中小機構パートナーである流通関連等の大企業・団体と共同で実施する販路開拓支援等により、計画に基づき開発された商品・サービスの事業化に向け、一貫した支援を実施する。

③販路開拓支援事業

中小企業の販路開拓を支援するため、主に首都圏を中心とした全

国規模の商談会等の開催及び出展により販路開拓を支援するとともに、新商品等についての市場調査、テストマーケティング、バイヤー等への情報提供等を実施する。さらに、中小企業の国際展開を支援するために、専門家による国際展開に向けた相談・アドバイス等により、中小企業の海外への販路拡大を支援する。

解 説

本事業は、付加価値の高い、優れた新商品・サービス等を持っているにも関わらず、マーケティング力等の不足により販路開拓が困難な状況にある地域中小企業等に対し、首都圏等におけるビジネスマッチングやテストマーケティング機会の提供などの支援を行うものである。

２１年度においても、大都市圏における商談会の実施や２０年度東京青山に開設したテストマーケティングショップ「R i n」の活用等により、地域中小企業等の販路開拓を支援する。

また、豊富な経験を有する企業ＯＢ等を販路ナビゲーターとして登録し、販路紹介や販売代行業務等につなげるための「販路ナビゲーターとのマッチングの場」を提供する販路ナビゲーター事業を実施し、地域支援機関等が手がけた支援企業の出口支援として活用できるように地域支援機関等と連携し、効果的な支援を実施する。

④ 中小企業市場創出支援事業

全国的視点に立ったマッチングの場の提供を通じて、出展企業の販路開拓、事業提携等、ビジネスチャンスの拡大や新事業への取組を支援するとともに、農商工連携事業、地域資源活用事業、新連携事業、経営革新事業、創業・ベンチャー等を活用し事業化している中小企業やその支援事業者のベストプラクティスの情報発信を行う。

事業の実施に当たっては、地域支援機関等が手がけた支援企業の出口支援として活用できるように、地域支援機関等と連携し、企業選定を行う。

解 説

本事業は、経営革新計画承認企業などの販路拡大のための展示会の開催や、ベンチャー企業の事業資金確保のために行う投資家等へのビジネスプラン発表会などを行うものである。

２１年度においても、地域支援機関等に対し、出展企業の推薦などを依頼し、都道府県の支援先企業が当該展示会に出展できるよう配慮する。（２０年度は、中小企業総合展、ベンチャーフェアにおいて約９０社の都道府県推薦企業が出展）

⑤ インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業等

に対し、インキュベーション施設の整備・運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

解 説

本事業は、新製品・新技術の研究開発等を行うための賃貸型事業施設の整備及び賃貸を行うとともに、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を行うものである。

21年度においても、ビジネスインキュベーション（BI）施設の運営にあたっては、中小機構、大学、地方公共団体等で構成する運営委員会によりBI施設運営方針を定め、また各機関から派遣されているインキュベーション・マネージャー及び地域支援機関との連携の下、中小企業等の新事業創出等を支援する。

⑥地域中小企業普及啓発事業

顧客志向の商品企画・開発に関するマニュアルや先進的な企業事例等の普及を通じて、中小企業の市場開拓力の向上を図る。

ア 中小企業ビジネス支援検索サイト運営事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例等、中小企業にとって必要な情報をワンストップで提供するポータルサイト（J-NET21）を設置・運営する。

解 説

本事業は、J-NET21により中小企業が必要とする支援情報や地域中小企業の成功事例等を集約し、情報提供をおこなうものである。

21年度においても、中小企業が必要とする情報を容易に入手できるよう関係機関との連携協力を進めるとともに、地域において優れた取組をしている中小企業について地域支援機関からの推薦により取材するなどの連携を図る。さらに、「Yahoo!ビジネスセンター」などとの提携により、優れた中小企業について幅広く情報を発信する。

イ 調査・研究事業

支援施策の有効性検証のための調査研究、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた事例等の啓発・普及を図る。

解 説

本事業は、中小企業の経営環境等の把握や先進事例等の成功要因等の分析を行い、経営課題に関する最新の情報や支援ノウハウ・経営ノウハウ等を支援機関や中小企業経営者等に提供するものである。

21年度は、新たな中小企業支援施策に繋げるため、施策の有効

性に関する調査研究も実施する。

また、地域中小企業等の市場開拓力の向上を図るため、農商工連携事業、地域資源活用事業、新連携事業における顧客志向の商品企画・開発や効果的なブランド管理等に関するノウハウ、また先進的な企業事例等を記載したレポートを作成し、セミナー・研修等を通じて中小企業、地域支援機関等に情報提供を行う。

ウ 施策浸透フォーラム

農商工連携事業、地域資源活用事業、創業・ベンチャー等に取り組む中小企業を対象に政策課題に対応したフォーラムの開催を通じ、地域中小企業への支援施策の浸透を図る。

解 説

農商工連携事業、地域資源活用事業、新連携事業、創業・ベンチャー、経営革新事業、中小ものづくり高度化法に基づく研究開発等計画認定企業、S B I R施策利用企業、産学官連携推進企業等政策課題に対応した取組を行う企業を対象に、ビジネスパートナーや投資家等とのマッチングを推進するとともに、政策課題に対応した各種フォーラムを開催する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

① 中小企業支援機関連携強化事業

地域力連携拠点や地域支援機関等との連携、ノウハウ共有を図るために、支援実務者を対象とした研修や、地域支援機関等の連携強化を目的とするセミナー等を開催し、地域支援機関等との「つながり力」を強化する。

また、中小機構が培ったノウハウの共有など地域支援機関等との連携により、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供機能を強化し、地域における中小企業支援とのシナジー効果の向上を図る。

解 説

本事業は、支援成果、支援ノウハウの共有化など地域支援機関等とのネットワークの強化を図ることを通じて、地域支援機関等の支援機能向上を支援し、全体としての相乗効果を発揮しようとするものである。

21年度においては、地域支援機関間で情報交流などを行い、地域力連携拠点事業等で得られた支援ノウハウの共有化を図る。

② 地域力連携拠点事業

地域力連携拠点が実施する小規模企業等が直面する課題に対する支援を円滑に推進するため、地域力連携拠点の応援コーディネータを対象とした研修、手引書の作成及び地域力連携拠点の支援先進事

例の分析・体系化等を行う。

解 説

本事業は、全国に整備された「地域力連携拠点」の応援コーディネータに対して、研修や手引書・支援事例の紹介等を通じて、支援ノウハウ等を提供するものである。

21年度においては、応援コーディネータの支援能力向上に向け、中小企業支援機関連携強化事業や養成研修事業と連携した研修等を実施する。

③ 中小企業事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするために、事業承継コーディネータを配置し、事業承継支援センターや地域支援機関、士業団体、金融機関等と連携し、事業承継支援ネットワークの強化を図るとともに、全国規模での開業と廃業のマッチングデータベースの構築、施策の普及等を行う。また、事業承継問題を総合的に検討するための事業承継協議会の運営等を行う。

解 説

本事業は、中小企業の円滑な事業承継をサポートするために、事業承継に係る支援ネットワークの形成や施策説明会等を通じた普及啓発等を図っていくものであり、事業承継問題について総合的な検討を行うための事業承継協議会の運営を実施するものである。

21年度においては、各支部に事業承継コーディネーターを40名以上配置し、全国各地の事業承継支援センターとの連携をはじめ支援機関や士業団体等との事業承継支援ネットワークを整備するとともに、地域支援機関等からの要請に応じて、実務家の情報提供等を行う。

また、開業・廃業情報を全国レベルで対応するための事業承継マッチング支援データベースを構築し、事業承継支援センターが実施するマッチング支援等をサポートしていくことに加え、事業承継に関わる施策等を中心とした施策説明会を実施し、中小企業経営者や専門家等に対し普及啓発活動を実施する。

④ 新現役チャレンジ支援事業

大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、新現役の有する技術・ノウハウを地域における中小企業に活かすため、全国的な視点からの適正な人材配置を可能とする情報提供と紹介の仕組みを整備する。このため、自らの豊富な経験・ノウハウ等を地域や中小企業支援に活用しようという社会的貢献意欲が旺盛な新現役を登録する新現役データベースを整備するとともに、各県におく地域事務局に配置した人材の発掘・管理等を行うナ

ビゲータに対し、ナビゲータ研修の実施、支援事例の共有化等を図り、事業全体のマネジメントや地域事務局間の連携の円滑化を図る。

解 説

広域的な視点から新現役人材と地域における中小企業とのマッチングを可能とするため、「全国事務局」を中小機構に設置し、新現役人材の全国データベースを構築するとともに、都道府県ごとに「地域事務局」を設置し、新現役人材の発掘、スキルアップ、きめ細かい中小企業のニーズの把握等を行うものである。具体的には、新現役人材を擁する大企業等にパートナーとして協力してもらう登録制度を設け、新現役人材の発掘を行うとともに、中小企業支援人材に対する研修等を実施し、新現役のスキルアップを図っていくとともに、全国の地域力連携拠点や地域支援機関等と連携して、広汎な中小企業等の支援ニーズを把握する。

21年度も、全国的な情報交換を通じて、モデル事業を含めた各地での事業展開を促進するとともに、中小企業、地域への事業浸透や広範な新現役の参加を促すため、全国的なPRを実施する。

⑤ 中小企業海外展開支援事業

中小企業の国際化による事業展開を支援するため、中小企業が海外展開（海外進出、海外企業との業務提携・国際取引等）を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報の提供、アドバイス等を実施する。また、本事業を円滑に推進するため、地域支援機関等との連携によるワークショップ等を開催する。

解 説

本事業は、国際展開に関するアドバイスやワークショップ等を通じて、中小企業の円滑な国際化を支援するものである。

具体的には、地域支援機関等が行う各地域の特性を活かした国際展開ワークショップ（セミナー、個別相談会）等の開催を支援するとともに、地域支援機関等が窓口となって取りまとめられた相談案件について、中小機構からアドバイザー等を派遣し、当該窓口機関が指定する場所でアドバイス（出張アドバイス）を実施している。

21年度からは、地域力連携拠点からの申し込みがあった場合、1件からでも出張アドバイスが利用できるよう弾力的に対応し、事業を実施する。

⑥ 中心市街地商店街等活性化支援事業

ア 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会の設立等に向けたアドバイスや、既に活動している協議会における課題の検討、協議会のネッ

トワーク化の推進等、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心として協議会の支援を行う。

解 説

本事業は、中心市街地活性化の推進のため、中心市街地活性化協議会に対する情報提供等の支援を行うものである。日本商工会議所、全国商店街振興組合連合会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会など関連団体との連携の下、中心市街地活性化協議会支援センターを設置・運営し、各地の協議会を支援する。

イ 中心市街地商業等活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

解 説

本事業は、各地の市町村の協力の下、商業活性化の取組を支援するため診断・サポートを行い、各地の商店街・協議会等を支援するものである。日本商工会議所など全国団体の推薦を受けた専門家を登録し、アドバイザーとして各地の商店街・協議会等へ派遣する。

⑦ 養成研修事業

中小機構は全国9か所に設置されている中小企業大学校等を活用して、各地域の中小企業のニーズや地域の特性をより反映した研修テーマ、研修実施場所の設定など多様な人材養成事業の実施を目指すものとする。

ア 中小企業者向け研修

中小企業の新たな事業活動への挑戦をきめ細かく支援するため、地域経済をけん引する産業・業種別にその経営課題の解決を支援する研修や中小企業の人材の能力向上に資する実践的な問題解決型の研修を実施するなど、中小企業のニーズへの対応や地域経済への貢献に資する人材養成型研修に重点を置くこととする。

イ 中小企業支援人材に対する研修

中小企業の抱える経営課題の解決を支援する人材の養成について、中小企業を支援する支援機関等の求めるニーズを踏まえた研修を実施するなど、高度でより実践的な支援能力の向上に努める。

解 説

上記ア及びイの事業は、全国の9つの中小企業大学校等を活用して中小企業向け研修と支援人材向け研修を実施するものである。

21年度においても、地域の人材育成ニーズや支援機関のニーズ

を踏まえた研修を行うとともに、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携した研修などを実施する。

⑧高度化事業

中小企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が地域中小企業を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設設置に必要な資金の一部を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利で融資する。

解 説

本事業は、中小企業が事業協同組合等を組織して共同で行う大規模な設備投資や、第三セクター等が地域の中小企業を支援するために行う施設整備に対し、都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利で融資するものである。

21年度においても、都道府県との十分な連携のもと、新たなニーズ・案件の発掘に努めるとともに、中小機構と都道府県の財源負担割合の軽減措置（20年度から3カ年の時限措置）とも相俟って、制度利用の拡大を図る。

⑨生活関連産業ビジネス拠点整備事業

我が国の繊維・ファッション産業のさらなる国際競争力強化、発展を図る事を目的として、国内外に我が国の優れた繊維・ファッションの製品、サービス等の情報を発信し、「東京」を「世界の繊維・ファッション基地」の一つとして確立すると共にさらにはアジアの中心的なファッションの発信拠点とするため、「東京発 日本ファッション・ウィーク」（JFW）の強化に向けて支援を行う。

解 説

本事業は、JFWの対外発信力強化事業や新鋭デザイナー登竜門事業、ファッション素材総合見本市事業への支援を行うものである。

- i) JFWの対外発信力強化事業：JFWの会場整備費の一部やJFWに関する各種広報事業（国内外告知広告、web等）に対する支援を行う。
- ii) 新鋭デザイナー登竜門事業：JFWを世界の新鋭デザイナーの登竜門とするため、世界のファッションスクール教授等から推薦された、東京での発信と日本の素材に関心のある新人デザイナーを選定し、日本生地の調達支援と会場整備費に対する支援を行う。また、東京で発信する有能かつ意欲のある国内の新人デザイナーに対しても同様に会場整備費に対する支援を行う。

- iii) ファッション素材の総合見本市開催事業：ファッション素材の総合見本市開催に要する経費に対する支援を行う。

⑩ 感性価値創造活動推進事業

感性価値創造の推進に向け、日本の人・技・素材のすばらしさを発信するとともに、人を育み・技を磨き・素材の質を高め、日本のものづくりの更なる強化を図るため、日本の感性価値に関する最先端の取り組みを集めて紹介し、作り手と使い手、作り手同士などの共創を産学官が一体となり促進するイベントを開催する。

解 説

21年度は、20年度に東京（表参道スパイラル等）で開催した「感性価値創造ミュージアム」の企画・展示内容を発展・充実させる形で、神戸において地方公共団体と連携し実施する。

具体的には、委託先となる民間企業若しくは団体において、「感性価値創造ミュージアム in K O B E」を開催する。内容としては感性価値創造の事例を紹介するなど、作り手と使い手、作り手同士などの共創を促進するイベントを開催する。

(3) 中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化

① 中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会（以下「協議会」）を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや再生人材等の派遣等を行うほか、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

また、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

解 説

本事業は、各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会（以下「協議会」）を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや再生人材等の派遣等を行い、協議会をサポートするものである。

21年度においては、上記に加え、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等の実施、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対する研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行い、

地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

② 共済事業

ア 小規模企業共済事業

小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、自ら掛金を拠出し、事業の廃止等の場合にその後の生活の安定や事業の再建等のための資金をあらかじめ準備しておく小規模企業共済制度の安定的な運営を図るため、都道府県、地域支援機関等との連携、協力を得ながら、加入促進を強力に推進する。

イ 中小企業倒産防止共済事業

中小企業の相互扶助の精神に基づき、自ら掛金を拠出し、取引先企業の倒産の影響を受け自らも倒産する等の事態を防止するための中小企業倒産防止共済制度の安定的な運営を図るため、都道府県、地域支援機関等との連携、協力を得ながら、加入促進を強力に推進する。

解 説

両共済制度の運営を行うにあたり、中小機構は、毎年度加入促進計画を策定し、都道府県、地域支援機関等の協力を得ながら加入促進活動を行っている。

具体的には、地域支援機関の代表者等で構成する加入促進協議会が決定するモデル県加入促進運動や加入促進重点活動指定地域などにおいて、都道府県や地域支援機関等と連携して加入促進活動を行っている。

本事業の実施にあたっては、都道府県、地域支援機関等との連携をさらに強化し、各地域内で実施している中小企業支援や小規模事業支援等とも関連させるなどして、加入促進を強力に推進する。